

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令案の概要等（諮問）

～個人ばく露測定に係る測定精度の担保等～

第159回安全衛生分科会資料

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

「化学物質管理に係る専門家検討会」の 中間取りまとめ及び報告書（概要）

1 検討会の趣旨

今般、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、**危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる**。さらに、**化学物質による休業4日以上**の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）等の**特別則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが多数を占めている**。これらを踏まえ、従来、特別則による規制の対象となっていない物質への**対策の強化**を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準を前提として、**事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入することとしたところである**。

この制度を円滑に運用するために、学識経験者からなる検討会を開催し、2に掲げる事項を検討する。

2 検討事項

- 労働者に健康障害を生ずるおそれのある化学物質のばく露の濃度の基準及びその測定方法
- 労働者への健康障害リスクが高いと認められる化学物質の特定並びにそれら物質の作業環境中の濃度の測定及び評価の基準
- 労働者に健康障害を生ずるおそれのある化学物質に係るばく露防止措置
- その他

3 中間取りまとめ

今般、本検討会は、2に掲げる検討事項のうち、**個人ばく露測定に係る測定精度の担保等**について、**令和5年11月21日に中間的な取りまとめ**を行うとともに、**令和6年1月31日に報告書を公表した**。

4 検討会の参集者

(全般に関する事項)	
大前 和幸	慶應義塾大学 名誉教授
尾崎 智	一般社団法人 日本化学工業協会 常務理事 環境安全 レスポンシブル・ケア推進 管掌
小野 真理子	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター 化学物質情報管理部 特任研究員
城内 博	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター長
高田 礼子	聖マリアンナ医科大学 医学部予防医学教室 主任教授
鷹屋 光俊	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 所長
武林 亨	慶應義塾大学 医学部 衛生学 公衆衛生学教室 教授
平林 容子	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター長
宮内 博幸	産業医科大学 産業保健学部 作業環境計測制御学講座 教授
宮本 俊明	日本製鉄株式会社 東日本製鉄所 統括産業医
最川 隆由	一般社団法人 全国建設業協会 労働委員会 労働問題専門委員 西松建設株式会社 安全環境本部 安全部 担当部長
(毒性に関する事項)	
上野 晋	産業医科大学 産業生態科学研究所 職業性中毒学研究室 教授
川本 俊弘	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター所長
宮川 宗之	帝京大学 医療技術学部 スポーツ医療学科 非常勤講師
(ばく露防止対策に関する事項)	
津田 洋子	帝京大学大学院 公衆衛生学研究科 講師
保利 一	産業医科大学 名誉教授
山室 堅治	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター 上席専門役

基本的考え方

● 個人ばく露測定^{※1}の法令上の位置付け

- 作業環境測定においては、測定に専門知識及び技術を要する作業場（指定作業場）における作業環境測定については、作業環境測定士による測定（デザイン（※1）、サンプリング、分析）を義務付け、測定結果の精度を担保している（労働安全衛生法及び作業環境測定法）。
- 一方、個人ばく露測定（※2）においては、指定作業場における測定を含め、測定実施者の限定がなく、測定精度を担保する仕組みがない状態である。

※1：測定対象作業場の作業環境の実態を明らかにするために当該作業場の諸条件に測定した測定計画をたてること。

※2：労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う方法により、労働者のばく露（労働者の呼吸域の濃度）を測定すること。

個人ばく露測定関係の現状の規定

④ 金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場（個人ばく露測定を義務付け）

② 環境改善が困難な第三管理区分作業場（個人サンプリング測定等を義務付け）

① 指定作業場（作業環境測定士による作業環境測定が義務）

③ リスクアセスメント対象物を製造・取り扱う作業場（リスクアセスメント指針により、リスク見積りのため、個人ばく露測定を行う。）

⑤ 濃度基準値設定物質を製造・取り扱う屋内作業場（濃度基準値を超えるおそれある場合、個人ばく露測定を指針で求めている。）

● 精度を担保する仕組み

- ・ 第三管理区分作業場等においては、法令上、個人ばく露測定を行うことを事業者^{※1}に義務付けていることから、法令改正により、個人ばく露測定を資格者^{※2}に行わせることを事業者^{※3}に新たに義務付けることが適当である。
- ・ 確認測定やリスクアセスメントのための個人ばく露測定については、当面の間、化学物質リスクアセスメント指針及び技術上の指針において、資格者による個人ばく露測定の実施を行政指導として求めるべきである。さらに、今後、必要な法令の整備により、作業環境測定と同様、資格者による個人ばく露測定を義務付ける仕組みを設けることを検討すべきである。
- ・ 資格者の要件については、個人ばく露測定を円滑に行う仕組みとするため、**共通の要件**とすべきである。

想定される資格者の要件

1 個人ばく露測定の実施及びサンプリングを行う者の要件等

- 作業環境測定士（第1種・第2種）に、追加講習の受講を求める必要がある。
- 上記の講習は、講習の品質管理の観点から、都道府県労働局長により登録を受けた機関が実施するとともに、修了試験を行うべきである。
- オキュペイショナル・ハイジニストの職務には、個人ばく露測定の実施及びサンプリングが含まれるため、実施及びサンプリングを行う資格者として認めることが妥当である。

2 個人ばく露測定の実施のみを行う者の要件等

- 1に掲げる資格者から指示を受けて実施のみを行う者については、実施の実務に必要な知識に関する講習を受講した者を認めるべきである。
- 上記の講習は、講習の品質管理の観点から、都道府県労働局長により登録を受けた機関が実施すべきである。
- 実施のみを行う者は、1に掲げる有資格者からの指示を受けた場合にのみ実施を実施できる者であり、単独で実施を実施することはできない。

3 個人ばく露測定の実施を行う者の要件等

- 第一種作業環境測定士（機関）が最も望ましい。しかし、作業環境測定機関だけでは、実施対応能力が不足する可能性があるため、他法令に基づく測定関係の機関も実施可能とすべきである。
- これらを踏まえ、実施に関する資格者は、測定対象物質の捕集及び実施に必要な試料採取機器及び実施機器を有する者であって、次に該当する者とすべきである。
 - ・ 第一種作業環境測定士
 - ・ 第一種作業環境測定士が所属している作業環境測定機関（第一種作業環境測定士が実施を実施する場合に限る。）
 - ・ 1級化学分析技能士（所属事業場に係る個人ばく露測定における試料の実施に限る。）

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令案等の概要

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令案等の概要（改正の趣旨）

改正の趣旨

- 令和6年4月1日以降、作業環境測定の結果により**第三管理区分に区分された場所**について、**作業環境管理専門家（※）の意見を聴き、環境の改善が困難と判断された場合等は、労働者の身体に装着する試料採取器等を用いて行う方法等により有機溶剤等の濃度の測定**を行い、その結果に応じて、労働者に**有効な呼吸用保護具を使用させることを義務付けられる。**
- ※ 事業場における作業環境の管理について必要な能力を有すると認められる者をいい、当該第三管理区分に区分された場所を有する事業場に属さない者に限る。
- **金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき等は、労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて空気中の溶接ヒュームの濃度の測定**を行い、その結果に応じて、労働者に**有効な呼吸用保護具を使用させることが義務付けられている。**
 - これらの測定（以下「**個人ばく露測定**」という。）は、いずれも労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるために、労働者がばく露する有機溶剤等の濃度を評価するためのものであるが、**個人ばく露測定を行う者の要件が定められておらず、その測定精度が担保される仕組みとなっていないところである。**
 - このため、今般、「令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめ」（令和5年11月21日公表）及び「令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会報告書」（令和6年1月31日公表）を踏まえ、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「**有機則**」という。）、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号。以下「**鉛則**」という。）、特化則及び粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「**粉じん則**」という。）に規定する**個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を行う者の要件**を定める等の所要の改正を行うとともに、当該要件の中で、**修了が必要な講習の講習科目の範囲及び時間等**を定める。

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令案の概要（諮問事項）

（1）有機則、鉛則、特化則及び粉じん則の一部改正

個人ばく露測定については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者に行わせなければならないことを事業者に義務付ける。

（i）デザイン及びサンプリング

作業環境測定法（昭和50年法律第28号。以下「作環法」という。）第2条第4号に規定する**作業環境測定士**であって、**都道府県労働局長の登録を受けた者が行うデザイン及びサンプリングに関する講習を修了したもの又はそれと同等以上の能力を有する者**

（ii）サンプリング（（i）のサンプリングのうち、（i）の者がサンプリングごとに指定する方法により行うものに限る。）

（i）の者又は**都道府県労働局長の登録を受けた者が行うサンプリングに関する講習を修了した者**

（iii）分析

個人ばく露測定により測定しようとする化学物質に応じた試料採取及び分析に**必要な機器及び設備を保有する者**であって、**次のいずれかに該当するもの**

イ 作環法第2条第5号に規定する**第一種作業環境測定士**

ロ 作環法第2条第7号に規定する**作業環境測定機関**（当該機関に所属する第一種作業環境測定士が分析を行う場合に限る。）

ハ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち、**化学分析に係る1級の技能検定に合格した者**（当該者が所属する事業場で採取された試料の分析を行う場合に限る。）

（2）労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）の一部改正

（1）（i）及び（ii）の講習を行う者を「**登録個人ばく露測定講習機関**」とし、当該機関の登録基準等を定める。

告示事項の概要（案）（報告事項）

（3）講習科目の範囲及び時間等に係る告示の制定

（1）（i）及び（ii）の講習科目の範囲及び時間を以下のとおり定め、講習科目の受講の一部免除及び修了試験について定める。

【デザイン及びサンプリングに関する講習】

	講習科目	範囲	講習時間
学科	個人ばく露測定概論	個人ばく露測定の目的、個人ばく露測定結果の評価、呼吸用保護具の選択	2時間
	デザインに関する知識	個人ばく露測定に係るデザインの方法	3時間
	サンプリングに関する知識	個人ばく露測定に係るサンプリングの方法	1時間30分
	労働衛生関係法令	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）、有機則、鉛則、特化則及び粉じん則中の関係条項並びに関係告示等中の関係条項	1時間
実技	デザイン	個人ばく露測定に係るデザイン	30分
	サンプリング	個人ばく露測定に係るサンプリング	1時間

【サンプリングに関する講習】

	講習科目	範囲	講習時間
学科	化学物質管理概論	化学物質管理の概要	30分
	個人ばく露測定概論	個人ばく露測定の目的	30分
	サンプリングに関する知識	個人ばく露測定に係るサンプリングの方法	3時間
	労働衛生関係法令	安衛法、安衛令、安衛則、有機則、鉛則、特化則及び粉じん則中の関係条項並びに関係告示等中の関係条項	30分
実技	サンプリング	個人ばく露測定に係るサンプリング	1時間30分

公布日等

公布（告示）日：令和6年3月下旬（予定）

施行（適用）期日：令和8年10月1日（（2）の一部規定は令和6年7月1日）